

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1 東日本大震災関連 (1) 平成29年度以降の復興、創生期間における復興事業に係る自治体負担の軽減及び各種支援措置の継続について ① 大規模な社会資本の復旧・復興には複数年にわたる予算措置が必要なことから次年度の予算編成に支障をきたさぬよう特例的な財政支援の継続の方針を早期に示すよう国に働きかけること。</p>	<p>平成28年度以降5年間の財源スキームについては、平成27年6月に政府方針が決定され、平成32年度までに必要となる国費が確保されることとなり、一部に新たに地方負担が発生することとなったものの、災害復旧、インフラ整備、まちづくり、心のケアなど主要な復興事業は、ほぼ全てが引き続き復興特別会計で実施されることとなったところですが、政府方針の決定に当たっては、市町村や他県と連携し、国への提言を行ったところであり、平成28年6月にも、平成27年6月に決定された方針に基づく復興に必要な予算の確実な措置について、県として提言したところですが、今後とも、復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、確実な予算措置を求めています。</p>	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの
<p>1 東日本大震災関連 (1) 平成29年度以降の復興、創生期間における復興事業に係る自治体負担の軽減及び各種支援措置の継続について ② 復興交付金等の延長拡充及び効果促進事業の事務手続きの加速化。取り崩し型復興基金の柔軟な運用を行うよう国に働きかけること。</p>	<p>平成28年6月に「財源措置の充実」について提言したところですが、今後とも、まちづくりの進捗に応じ、住民生活の安定や地域経済の振興に向けた事業を継続的・安定的に実施できるよう、用途の自由度の高い交付金等従来の枠組みを超えた「財源措置の充実」を国に求めています。</p>	復興局	まちづくり再生課 復興推進課	B 実現に努力しているもの
<p>1 東日本大震災関連 (1) 平成29年度以降の復興、創生期間における復興事業に係る自治体負担の軽減 及び各種支援措置の継続について ③ 被災自治体が行う東日本大震災津波被災地域における固定資産税に係る減免措置について、復興が完了するまで国による震災復興特別交付税による補てんを継続するよう働きかけること。</p>	<p>国の復興推進会議(平成27年6月24日)の決定により、震災復興特別交付税が平成28年度以降も基本的に維持されたところであり、国が定める復興・創生期間中(平成32年度まで)は、震災復興特別交付税により減収補てんが継続されることになっています。 県としては、復興・創生期間終了後について、市町村の状況を踏まえ必要に応じ国に支援を要望していきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの

民進党岩手県総支部連合会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>1 東日本大震災関連 (1) 平成29年度以降の復興、創生期間における復興事業に係る自治体負担の軽減及び各種支援措置の継続について ④ 被災者の雑損控除における繰越控除期間を5年間とする特例措置が平成28年度で全て終了することから、さらに3年程度延長するよう国に働きかけること。</p>	<p>雑損失の繰越控除は、いわゆる震災特例法(平成23年法律第29号)により、その期間を3年間から5年間とする特例措置が設けられています。 県としては、個人住民税が国税準拠税目であること、及び市町村の要望を踏まえ必要に応じ機会を捉えて要望していきます。</p>	<p>政策地 域部</p>	<p>市町村 課</p>	<p>B 実現 に努力 している もの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1 東日本大震災関連 (1) 平成29年度以降の復興、創生期間における復興事業に係る自治体負担の軽減及び各種支援措置の継続について ⑤ 復興支援員、各自治体からの応援職員、任期付き職員等についての継続。</p>	<p>県では、復興支援員制度を活用し、主に県外からの若者を受入れ、「いわて復興応援隊」として採用し、被災地等の復興や地域振興に向けた取組を行っています。 復興支援員制度は、国の東日本大震災復興特別会計の設置期間である平成32年度までとされたところです。同制度は、都市部からの移住者を受け入れるための有効な手段の一つでもあり、県内市町村での取組も広がっていることから、今後とも、国の動向を注視しながら、県内市町村においても有効活用が展開できるよう、支援していきます。 被災市町村への人的支援については、各種派遣スキームの活用や県外自治体への直接要請、県における任期付職員の採用・派遣などに取り組んできた他、今年度は本県では初めて、全国の自治体の人事担当者等を対象とした現地視察を行ったところです。 平成29年度も、市町村に派遣するための任期付職員を新規に募集・採用する予定である他、被災三県合同による県外自治体への直接要請などの取組を継続して行っていくこととしており、引き続き、被災市町村と連携しながら人材確保に取り組んでいきます。</p>	政策地域部	地域振興室、市町村課	B 実現に努力しているもの
	<p>応援職員、任期付職員は、復興事業を推進する大きな力となっています。 応援職員については、時間の経過とともに減少する傾向にあることから、今後とも、機会を捉えて全国に復興の現状等を発信し、継続的な支援の必要性について引き続き理解を得ていきます。また、任期付職員の採用を含め、引き続き、多様な方策により人員確保に努めていきます。</p>	総務部	人事課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>平成28年度以降5年間の財源スキームについては、平成27年6月に政府方針が決定され、任期付職員・応援職員経費が引き続き全額国費で実施されることとなったところです。 政府方針の決定に当たっては、市町村や他県と連携し、国への提言を行ったところであり、平成28年6月にも、平成27年6月に決定された方針に基づく復興に必要な予算の確実な措置について、県として提言したところですが、今後とも、復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、確実な予算措置を求めています。</p>	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1 東日本大震災関連 (2)なりわいの再生について ① 復興工事、まちづくりの遅れに合わせたグループ補助金の拡充延長を行うよう国に働きかけること。</p>	<p>被災企業への支援については、地域の実情に合わせてきめ細やかに対応するため、平成26年度から資材高騰等による補助金額の増額を、平成27年度から新分野需要開拓等を見据えた新たな取組への支援を行っているところです。 また、国に対しては、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続のための予算措置を講じるよう要望し、国の平成29年度当初予算案において、事業実施のための予算案が計上されたところです。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>経営支援課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>1 東日本大震災関連 (2)なりわいの再生について ② 国と連携し、つくり育てる漁業の推進に対する支援を強化するとともに、調査研究をもとにした効果的な水産資源の造成と適正な漁獲量及び漁獲努力量の管理を一層推進すること。また、サケやサンマのような回遊魚種の資源管理については、これまで以上に国家間及び広域的な取組と連携強化を図ること。密漁などの法令違反行為に対する取締まりの強化と厳罰化による抑止を図ること。</p>	<p>水産資源を持続的に利用するため、さけ・あわびなどのつくり育てる漁業について、国と連携し種苗放流等の支援を引き続き行っていきます。また、県は漁業関係団体と岩手県資源管理協議会を設立し、県内漁業者等の資源管理の取組について、資源管理計画の策定や評価検証等を関係者と連携して支援していきます。広域的な資源管理が必要な魚種については、さけなどの種苗放流への取組に加え、クロマグロの資源管理等、国などと連携して取組を進めていきます。 また、県は漁業取締船「はやちね」「岩鷲」による60トン級の高速船舶の2隻体制によって、沿岸域のアワビ密漁や沖合域の違反操業等に対する取締を実施しているところであり、今後とも、漁業秩序の維持等を図るために、漁業取締業務に取り組んでいきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>水産振興課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>1 東日本大震災関連 (2)なりわいの再生について ③ 被災地における建設、医療介護、水産関係等多岐にわたる労働力不足対策を強化するとともに、高齢者、女性の雇用機会の拡充と外国人技能実習制度の拡充を図ること。</p>	<p>介護人材については、県内各地にキャリア支援員を配置し、新規人材や潜在的有資格者の掘り起し、マッチング支援などを行っている他、労働環境の整備改善を促すセミナーの開催、研修受講や新規採用職員への赴任に係る経費の補助、介護の仕事の魅力を発信する取組などを行い、介護人材の確保を推進しています。</p> <p>また、県社会福祉協議会では、県の財政支援の下、介護福祉士を目指す学生等に対して修学資金を貸し付けています。</p> <p>さらに、特に人材確保が困難な沿岸被災地においては、新規採用職員用の住宅確保に要する経費への補助により、介護人材の確保を推進しています。</p> <p>今後も、国、県、市町村、関係団体及び養成機関で構成される岩手県介護労働懇談会等を通じて、関係機関が連携しながら、介護人材の確保・定着に取り組んでいきます。(A)</p> <p>なお、介護分野における外国人技能実習制度については、平成28年11月28日に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が公布され、今後、国において具体的な制度設計を進め、法律の施行に併せて、技能実習制度の対象職種への介護職種の追加が行われる予定です。(B)</p>	保健福祉部	長寿社会課	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>
	<p>県では、民間職業訓練施設を通じて、建設、保育、介護、水産加工等の分野への再就職を引き続き支援する必要があるため、地域の訓練ニーズ等を踏まえ、職業訓練を実施しています。また、女性の再就職を支援する訓練の充実として、母子家庭の母等を対象とした職業訓練や託児サービスの付いた職業訓練を実施し、女性の就業について支援しています。</p> <p>高齢者についても、各広域振興局に就業支援員を配置してハローワーク等関係機関を紹介することにより、雇用の機会を提供しています。</p> <p>なお、平成28年11月28日、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)が公布され、外国人技能実習制度が拡充されたところです。外国人技能実習生の技能評価に技能検定制度が活用されており、県では、今後も外国人技能実習生が適切に技能を評価できるよう技能検定を実施していくこととしています。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>1 東日本大震災関連 (2)なりわいの再生について ③ 被災地における建設、医療介護、水産関係等多岐にわたる労働力不足対策を強化するとともに、高齢者、女性の雇用機会の拡充と外国人技能実習制度の拡充を図ること。</p>	<p>被災地における建設関係の労働力不足対策として、被災地以外から労働者を確保するため、復興JV制度の活用や、工事費に送迎や宿泊に要した費用を実績変更すること、労働者宿舎の建設に係る費用を計上することなどに取り組んでおり、引き続き、労働者の確保に努めていきます。</p> <p>県では、まちづくりなどの復興事業や産業復興が本格化する中で、産業人材の確保が重要な課題と認識し、高齢者や女性を含む地域内での労働力の掘り起こしや地域外からの労働力の確保など、関係機関と連携して取り組んでいます。</p> <p>外国人技能実習制度については、これまで制度見直しの早期実現や構造改革特区制度の柔軟な運用を国に要望してきたところ、平成28年11月18日に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が国会で可決・成立し、受入人数枠の拡大や実習期間の延長等による拡充が図られることから、その活用を働きかけていくこととしています。</p>	県土整備部	県土整備部	B 実現に努力しているもの
<p>1 東日本大震災関連 (3) 被災者の生活再建、生活支援について ① 資材費、労務費の上昇分を補てんし住宅再建を促す事を目的とした被災者生活再建支援金の拡充延長を行うよう国に働きかけること。また、住まいの復興給付金については家財や家電まで及ぶよう制度を拡充するよう国に働きかけること。</p>	<p>県では、これまでも、国に対し被災者生活再建支援制度の拡充を繰り返し要望していますが、国では更なる措置については、慎重な姿勢をとっています。</p> <p>このため、県では、復興基金を財源に、市町村と共同で最大100万円を補助する「被災者住宅再建支援事業」や「生活再建住宅支援事業」を実施していますが、国に対して、被災者生活再建支援金の増額について、引き続き強く要望していきます。</p> <p>被災者生活再建支援金の申請期間の再延長については、住宅再建の進捗状況等を勘案し、市町村の意見も伺いながら検討していきます。</p> <p>また、住まいの復興給付金については、被災者の生活再建にとって最も重要な基盤であり、かつ、最も高額な支出と考えられる住宅の再建に係る消費税負担相当額を支援する趣旨で設けられたものでありますが、その支援対象の拡充に係る国への働きかけについては、市町村の意向も踏まえながら検討していきます。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1 東日本大震災関連 (3) 被災者の生活再建、生活支援について ② 被災者の国民健康保険医療費一部負担金の減免措置に対する財政支援の継続及び被災者への医療費等負担増などに対する調整交付金による財政支援の継続を行うよう国に働きかけること。</p>	<p>東日本大震災の被災者に係る一部負担金の免除に対する国の特別な財政支援措置が平成24年9月末で終了し、平成24年10月から既存の特別調整交付金の仕組み(基準を満たした場合に8割を支援)に変更されたことから、県では、被災者の医療を受ける機会を確保するため、平成24年10月以降も引き続き免除措置が講じられるよう財政支援を実施しています。 現在のところ、この財政支援は平成29年12月末までとなっており、平成30年1月以降については、被災地の生活環境や被災者の受療状況等を勘案し、市町村と協議しながら、改めて判断したいと考えています。 平成24年度から実施している「医療費の増加に伴う医療費給付負の負担増」に対する財政支援の継続については、平成28年6月に実施した県の政府予算要望・提言において要望しているところであり、今後も様々な機会を通じて、国に要望していくこととします。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>1 東日本大震災関連 (3) 被災者の生活再建、生活支援について ③ 被災地における路線バスの地域間幹線系統補助の激変緩和措置の継続並びに拡充を図るとともに、地域公共交通に係る積極的な支援を講ずるよう国に働きかけること。</p>	<p>国の被災地域間幹線系統維持確保事業における被災地特例については、応急仮設住宅を経由する路線は、平成32年度まで特例期間が延長され、それ以外の路線については当分の間、輸送量要件のみを緩和する激変緩和措置が設けられています。 県では、国に対して被災地におけるまちづくりが一定程度完了するまでの間、激変緩和措置を継続するとともに、災害公営住宅や高台団地等の生活拠点を運行する路線についても幅広く補助対象とするよう要望しているところであり、今後も引き続き機会を捉えて要望していきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>1 東日本大震災関連 (3) 被災者の生活再建、生活支援について ④ 過疎地で一人暮らしを続ける被災者などにとって、コミュニティFMは孤独感を緩和し地域情報を入手する上で重要であるため、採算の難しい被災地のコミュニティFMに財政支援を行うこと。</p>	<p>コミュニティ放送は、収益事業として実施することを基本としており、経営上の財政支援は困難と認識しています。 コミュニティ放送は、市町村域を対象とした放送であり、市町村の行政情報の広報媒体としての活用が考えられることから、広報番組の作成・放送委託等も含めそれぞれの市町村の実情に応じて利活用を検討していただくことが有効と考えています。 なお、県では、広域振興局において県政番組制作・放送委託を行っている事例もあり、今後も地域の実情に応じ放送事業者と連携しながら取り組んでいきます。</p>	政策地域部	情報政策課	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1 東日本大震災関連 (4) 被災(移転)跡地に係る土地利用対策について ① 防災集団移転促進事業等に伴う点在する被災跡地を活用したまちづくりが早期になされるよう、取組の一層の強化と、確実な予算枠の確保を国に働きかけるよう要望します。</p>	<p>移転元地活用の先進事例や様々な制度などの情報提供を行うとともに、国に対し復興交付金制度の柔軟な運用や、確実な予算枠の確保を要望していくなど、引き続き市町村の支援に取り組んでいきます。</p>	復興局	まちづくり再生課	B 実現に努力しているもの
<p>1 東日本大震災関連 (5) 復興に資する社会資本の整備について ① 復興道路(三陸沿岸道路、三陸縦貫自動車道)の整備促進と復興支援道路、復興関連道路(東北横断自動車道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路、国道281号、国道284号、国道340号、国道343号、国道395号等)の改良整備及びこれらを活かすための取り付け道路等の整備に関する予算の確保も行うよう国に働きかけること。</p>	<p>三陸沿岸地域の早期復興のためには、高規格幹線道路や地域高規格道路による三陸沿岸の縦貫軸及び内陸と沿岸を結ぶ横断軸で構成される幹線道路ネットワークの構築が必要不可欠であると考えています。県ではこれらの復興道路等について、国の「東日本大震災からの復興の基本方針」に沿って着実に整備を進め、早期に完成することを国に対し要望しています。 今後とも関係機関と調整を図りながら、国に対し早期全線完成に向けて働きかけを行っていきます。 また、県では、三陸沿岸地域の早期復興のため、「復興道路」を補完し、内陸部から沿岸各都市へアクセスする道路等を「復興支援道路」、三陸沿岸地域の防災拠点や医療拠点へアクセスする道路、水産業の復興を支援する道路を「復興関連道路」として位置づけ、交通隘路の解消や防災対策、橋梁耐震化等を推進することとしています。</p>	県土整備部	建設技術振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>1 東日本大震災関連 (5)復興に資する社会資本の整備について ② 大船渡、釜石、久慈港湾施設の復旧整備と利用促進。無堤区間の早期着工、防潮堤及び水門の整備促進を行うよう国に働きかけること。</p>	<p>湾口防波堤の復旧・整備については、国直轄で実施しており、大船渡港は平成28年度、釜石港は平成29年度、久慈港は平成40年度と伺っています。利用促進については、平成30年代前半に見込まれる三陸沿岸道路の全線開通を見据え、県、港湾所在市、港湾関係企業が連携し、ポートセールスに取り組んでいきます。 東日本大震災津波により被災した防潮堤及び無堤区間については、災害復旧事業、海岸高潮対策事業により復旧・整備を進めているところであり、着手済工事の進捗を確保すべく工程管理に万全を期していきます。</p>	県土整備部	河川課 港湾課	B 実現に努力しているもの
	<p>無堤区間の未着工区間については、現在、平成29年度内の全区間着工を予定しており、引き続き、早期完成を目指し事業の進捗を図っていきます。</p>	農林水産部	漁港漁村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1 東日本大震災関連 (5)復興に資する社会資本の整備について以下の点を要望します。 ③ 国営追悼・祈念施設の早期整備を行うよう国に働きかけるとともに、県が整備する高田松原津波復興記念公園の早期事業化及び震災遺構の保全に対する支援を行うこと。根浜海岸、浪板海岸等の砂浜養浜、海岸保全対策に向けた財政的技術的支援を行うこと。</p>	<p>浪板海岸の砂浜養浜については、県が復興交付金効果促進事業を活用し、砂浜再生の可否を判断する調査を行うこととして、復興庁と協議を進めており、復興庁の了解が得られたい、速やかに実施することとしています。</p>	農林水産部	漁港漁村課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>国営追悼・祈念施設(仮称)の設置については、平成26年10月31日に閣議決定がなされ、国では平成27年度から事業化したところです。 県としても国営施設は、県が整備する復興祈念公園の中心となる施設と考えており、市と連携しながら、早期整備に向けて国に働きかけていきます。 また、復興祈念公園の全面的事業化についても、市の協力をいただきながら、引き続き国に働きかけていきます。 震災遺構の保存については、有識者委員会等の助言を受けながら、市や国と連携して策定した「高田松原津波復興祈念公園基本計画」(平成27年8月策定)及び「震災津波伝承施設展示等基本計画」(平成28年6月策定)を踏まえ、震災の事実と教訓を伝承するために展示活用する方向としており、管理に係る施設管理者と具体的な役割分担などの検討について、より一層連携して取り組んでいくこととしています。 砂浜再生については、復興庁の要件である海岸保全区域指定が可能となったことから、県が主体となり調査を実施していきます。工事の可否判断をした上で、工事を実施する場合には完成後の砂浜の管理の一部を市に依頼することとしています。</p>	県土整備部	都市計画課 河川課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>1 東日本大震災関連 (6) 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について ① 福島第一原発事故に起因する放射性廃棄物、農林水産被害、賠償問題について、県民生活が一日も早く事故前の状態に戻るよう真摯に向き合い、必要な策を講ずるとともに東電にも同様の対応を促すこと。 特に処理基準、方法が示されていない側溝土砂については、早急に方針を示すよう国に働きかけることを要望します。</p>	<p>県では、原発事故による被害の賠償責任は、一義的に東京電力が負うべきものと考え、県内で発生している全ての損害について、被害の実態に即した十分な賠償を速やかに行うよう東京電力に求めてきました。 また、国に対しても、東京電力が確実かつ速やかに賠償を行うために必要な措置を講じるよう要望してきたところです。 今後も引き続き、東京電力及び国に対して強く働きかけていきます。</p>	総務部	総務室	B 実現に努力しているもの
	<p>放射性物質に汚染された側溝土砂については、国に対し処理方針を速やかに示すとともに、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除去等撤去に要する費用や地域で必要となる一時保管場所の整備等の掛かり増し経費について、財政措置を拡大するよう要望しているところです。 なお、国庫補助対象外となる一時保管場所の整備に要する経費について、「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業(県単)」により支援し、東電に賠償を求めています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県では、農林水産被害に関して、国の事業を活用しながら農林水産物にかかる産地再生支援や放射性物質に汚染された農林業系副産物の一時保管に要する経費の支援の他、風評被害を払拭するため農林水産物の安全性にかかる正確な情報提供やPR活動を行ってきたところです。 引き続き、国に対して全面的かつ継続的な支援を行うよう要望していくとともに、東京電力に対しても被害の実態に即した十分な賠償を行うよう要望していきます。</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの
<p>2 緊急要望 平成28年台風第10号の災害対策については東日本大震災津波からの復興途上であることから、震災対応と同等の予算措置、制度設計がなされるよう強く要望します。</p>	<p>台風第10号により被害を受けた市町村は、東日本大震災津波の被災地が多く、東日本大震災津波からの復興途上において重ねて被害を受けた施設や、東日本大震災津波と二重の被害を受けた事業者等も数多く存在することから、被災市町村と連携して地域の実情を国に伝え、早期の復旧・復興に向けた財政措置等を要望しているところです。</p>	政策地域部	台風災害復旧復興推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 緊急要望</p> <p>平成28年台風第10号の災害対策について</p> <p>(1) 被災者に対する支援</p> <p>床上浸水被害の多くが半壊程度の被害に該当すると認められることから、床上、半壊同等の支援が受けられるよう特段の配慮を行うよう国に働きかけること。災害援護資金貸付、地方税法の税制上の措置については東日本大震災に準じ、対応するよう国に働きかけること。</p>	<p>平成29年度税制改正において、災害により滅失・損壊した家屋の代替取得等に係る固定資産税・都市計画税の特例等について、恒久的な軽減措置等の常設化が行われることになっており、今後も被災者に対してきめ細かい支援となるよう機会をとらえて国に要望していきます。</p>	総務部	税務課	B 実現に努力しているもの
	<p>地方税法上の措置については、平成29年度税制改正により、被災代替家屋・償却資産に対する固定資産税の軽減措置と被災住宅土地の特例期間の拡充が、常設化される予定となっています。</p> <p>県としては、市町村の要望を踏まえ、機会を捉えて更なる措置を要望していきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの
	<p>住家被害に対する支援について、県では、平成25年度以降、国に対して被災者生活再建支援制度の見直しについて要望しており、今年度においても半壊、床上浸水世帯への支給範囲の拡大について国に要望した他、台風第10号災害による被害に関しても同様の要望を行っており、今後も被災者の生活再建支援の充実について、機会を捉え国に求めていきます。(B)</p> <p>災害援護資金貸付について、県では、希望のあった市町村に対し、国と協議のうえ貸付申請の期間を延長した他、利子相当額を補助する県単独補助制度を創設するなどの措置を講じています。</p> <p>なお、東日本大震災津波では、貸付条件の緩和などの特例措置が講じられたところですが、同等の貸付条件とするには特別法の制定が必要であることから、実現は難しいものと考えています。(C)</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 緊急要望 平成28年台風第10号の災害対策について (2) 被災自治体に対する支援 被災児童生徒に係る修学援助事業、医療・介護などにおける負担金の軽減、被災幼児に係る幼稚園保育料の減免、被災者の住宅再建等に対する支援等、被災自治体が行う被災者支援事業に対する財政支援を行うとともに、国に働きかけること。</p>	<p>国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険においては、災害等により一部負担金等の減免を行った場合、一定の基準を満たした保険者に対して、減免に要した費用の8割が国特別調整交付金で交付される制度があります。国特別調整交付金の基準に満たない場合、国民健康保険については県の特別調整交付金により、減免した額の8割を交付することとしています。(A)被災者への住宅再建の支援としては、全壊及び大規模半壊世帯に対しては被災者生活再建支援法に基づく支援金が支給される他、県では同法の支給対象とならない半壊及び床上浸水世帯に対し、市町村が支援金の支給を行う場合、補助金を交付する県単独補助制度を創設したところです。県としては、国に対し、被災者生活再建支援金の増額及び制度の要件緩和と充実を求めている他、幅広い財政需要に対応できる弾力的で自由度の高い総合的な支援制度の創設等を要望しているところであり、今後も機会を捉え、必要な財源措置や制度改正等について要望していきます。(B)</p>	保健福祉部	健康国保課 地域福祉課 長寿社会課	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの
	<p>台風第10号による被災を含め保護者の経済的理由等により就学が困難な児童生徒等に対しては、市町村において所得に応じた就学援助事業等を実施しています。県教育委員会としても、国に対し、被災幼児、児童及び生徒に係る就学援助事業等の実施について、東日本大震災津波と同様の財政支援を行うよう要望していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 緊急要望 平成28年台風第10号の災害対策について (3) 商工業や農林水産業に対する支援 ① 事業者に対する多重債務対策及びグループ補助金制度の適用を行うよう国に働きかけること。</p>	<p>今回の台風第10号豪雨災害では、東日本大震災津波からの復旧・復興に取り組んでいる沿岸部を中心に広範な地域が被災し、特に激甚災害(局激)指定を受けた宮古市、久慈市及び岩泉町では、地域経済や雇用に与える影響が大きな事業所も多数被災したことから、県では、被災事業者が施設・設備を復旧する費用に対する助成や、市町が行う補助事業に対する財政措置等について国に要望を行い、これを受け、国では革新的なものづくり・商業・サービス開発支援補助金、小規模事業者持続化補助金等において、台風で被災した事業者向けの措置を講じた補助事業を実施しています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
<p>2 緊急要望 平成28年台風第10号の災害対策について (3) 商工業や農林水産業に対する支援 ② 農地や農業機械を含めた施設、設備の早期復旧に向けた支援策。農作物などの被害補助、畜産農家への代替飼料購入費に対する支援。農業生産基盤早期復旧のため調査設計費の支援。今後の事業展開のための復興支援対策及び当面の生活保障を行うとともに、国に働きかけること。</p>	<p>県では、ハウレンソウ等の農作物や流失した牧草ロール等の被害に対して、「農作物災害復旧対策事業」により、播き直しの経費や代替飼料購入経費に対する支援を行っています。 また、県では、国に対して、農地・農業用施設災害復旧事業に係る査定設計書等の作成費用を全て補助対象とするよう要望していましたが、今般、台風第10号災害から補助対象額を算出するための所定の率が改正され、補助金額が引き上げられたところです。 国は、農業施設・機械の復旧等の支援を行うため、平成28年10月7日付で被災農業者向け経営体育成支援事業の対象としています。(補助率：国3/10) 県は、その国庫事業に上乘せ補助を行い、支援の拡大を図っています。(補助率：国3/10、県7/30、市町村7/30) なお、実施予定10市町村のうち、8市町村については、平成29年2月7日付で国に成果目標妥当性等協議を行い、2市町村については明許繰越の事前協議を行っています。</p>	農林水産部	農産園芸課 畜産課 農村建設課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 緊急要望 平成28年台風第10号の災害対策について (3) 商工業や農林水産業に対する支援 ③ 小規模個所も含めた林道の復旧。国庫補助申請用査定設計に要する経費の補助率のかさ上げ、沢沿いの流木の撤去費用に係る財政支援を行うとともに、国に働きかけること。</p>	<p>林道の復旧については、平成28年度2月補正予算及び平成29年度当初予算において、林道災害復旧事業として事業費を予算措置し、林道管理者の市町村が実施する復旧事業を支援することとしています。併せて、林道災害復旧事業の対象外となる小規模箇所は、起債制度の小災害復旧事業を活用し、市町村が復旧を実施することとなりますが、起債充当率について林道災害復旧事業と同率とするよう国に対し、要望しています。 また、国庫補助申請用査定設計に要する経費については、補助率が低率に設定されていることから、市町村の財政負担を考慮し、国に対して、査定設計書等の作成に係る経費を全て補助対象とするよう要望しています。</p>	農林水産部	森林保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>2 緊急要望 平成28年台風第10号の災害対策について (3) 商工業や農林水産業に対する支援 ④ 漁港、海岸等に漂着した流木の処理、定置網、さけますふ化場、内水面養魚施設等の生産基盤の早期復旧に向けた財政支援を行うこと。</p>	<p>漁港内泊地に漂着した流木等の撤去は、全ての漁港で完了しており、漁船の安全な航行が可能となっています。撤去・仮置した流木等については、順次運搬・処理を行っており、早急に完了するよう、取り組んでいきます。 定置網の復旧については、共済金の充当が基本となりますが、不足する部分については水産関係制度資金の活用を指導していきます。 被災したサケ・マスふ化場施設及び内水面養殖施設の復旧については、国の事業も活用しながら必要な事業を措置しており、復旧整備等を支援しています。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>2 緊急要望 平成28年台風第10号の災害対策について (3) 商工業や農林水産業に対する支援 ⑤ 一次産業の加工施設、水産加工施設の復旧のための財政支援を行うとともに、国に働きかけること。</p>	<p>被災した一次産業の加工施設の早期再生に向け、県では、被災後速やかに、国に対して被災した施設の再生に係る補助事業の創設や予算の確保について要望を行うとともに、関係機関を交えた協議を行ってきました。 その結果、わさび加工施設については「農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)平成28年台風被害対策」、乳製品加工施設については「強い農業づくり交付金(平成28年台風被災施設整備等対策)」が措置されるとともに、岩泉町の要望額どおりの予算が確保され、それぞれ、概ね平成29年6月、8月の再開に目途がついたところです。 なお、食肉処理加工施設について、岩泉町では、将来的に短角牛の生産から牛肉の加工・販売までを一体的に行う体制の整備を検討していることから、今後、計画の策定及び補助事業の導入等について、継続して支援していきます。</p>	農林水産部	農業振興課 流通課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>2 緊急要望 平成28年台風第10号の災害対策について (4) 災害復旧事業の早期実施等について ① 被災自治体に対する災害査定申請及び復旧事業に従事する一般職及び土木技術技師の人的支援を行うこと。</p>	<p>被災した市町村の復旧事業を迅速かつ着実に行うため、県では、公共土木施設の復旧工事等を担う技術職員等の人材の確保について国に要望するとともに、県市長会及び県町村会と連携して、県内市町村からの職員派遣の調整を行っています。 また、平成28年11月から平成29年1月にかけて行われた公共土木施設等の災害査定に対応するため、内陸市町村から交代で土木職員を派遣することで調整を行い、概ね必要数を確保しました。 災害復旧の着実な推進に向け、被災市町においては、中長期的な人材確保が必要となることから、内陸市町村に支援を要請するとともに、国や関係団体等と連携して県外の自治体に働きかけるなど、引き続き、様々な手段によりマンパワーの確保に取り組んでいきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>2 緊急要望 平成28年台風第10号の災害対策について (4) 災害復旧事業の早期実施等について ② 地域情報通信基盤整備事業や超高速ブロードバンド基盤整備事業等により整備した施設及びテレビ共同受信施設の早期復旧に対する財政支援を行うこと。</p>	<p>採算面での課題などから民間による整備が進まない中山間地域等の条件不利地域では、市町村が国の支援を受けるなどして光ファイバー網等の情報通信基盤整備を進めてきたところです。 県としても、情報通信基盤は、情報共有や情報伝達等のツールとして重要なライフラインと認識しており、市町村が整備した情報通信基盤の復旧にかかる補助制度の創設を要望しているところです。 また、特に被害が大きく、局地激甚災害の指定を受けた宮古市、久慈市、岩泉町に対しては早期の復興を支援するため、自由度の高い県単独の交付金を交付することとして平成28年度2月補正予算において措置したところです。 なお、今般の台風第10号で被災したテレビ共同受信施設については、既存国庫補助の対象として認められたところです。</p>	政策地域部	情報政策課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 緊急要望 平成28年台風第10号の災害対策について (4) 災害復旧事業の早期実施等について ③ 被災公共施設、社会福祉施設、水道施設の早期復旧に対する財政支援を行うよう国に働きかけること。</p>	<p>水道施設については、災害復旧事業計画の査定が平成29年1月10日から平成29年1月26日までに3回行われ、調査が完了したところです。災害復旧予算については、国の平成28年度三次補正により災害復旧事業費の全額を予算確保しており、事業体の復旧工事の進捗に併せて国から早期に内示を受けられるよう調整を進めているところです。なお、水道施設は橋への添架や県道、市道、町道に埋設されており、水道事業体単独で工事が進められない工事もありますが、道路や河川の災害復旧事業と発注計画を調整しながら復旧工事を進める予定です。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県では、機会を捉え、社会福祉施設等の早期復旧に対する支援について、内閣総理大臣等への要望を行っており、被災した全ての介護保険施設、社会福祉施設等における災害復旧事業について、被災地の実情に応じた弾力的な運用が図られるよう、国の支援を求めています。また、国庫補助金等を活用しながら被災した介護保険施設・社会福祉施設等の再建に対して支援を行うこととし、平成28年度9月補正予算において予算措置しています。</p> <p>なお、台風第10号で被災した介護保険施設については、社会福祉施設等災害復旧事業費補助金を活用して復旧を行うこととしており、平成28年度において災害査定も実施済みであり、また、岩泉町に所在する介護老人保健施設については、地域の介護サービス提供機能を早期に復旧させるため、県単独の嵩上げ補助を行うこととしています。</p> <p>さらに、台風第10号で被災した児童福祉施設についても、社会福祉施設等災害復旧事業費補助金で復旧を行うこととしており、平成28年度において災害査定を実施済みです。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室 長寿社会課 子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>2 緊急要望 平成28年台風第10号の災害対策について (4) 災害復旧事業の早期実施等について ④ 災害等廃棄物の処理費用や半壊などの家屋の解体費について東日本大震災と同様に補助対象とするよう国に働きかけること。更に災害廃棄物処理に係る処理計画の策定、処理の施工監理等の委託料についても補助対象とすること。</p>	<p>県では、現行制度において補助対象外とされている経費について、東日本大震災津波と同様に補助対象とするよう、国に対して要望を行っています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>2 緊急要望 平成28年台風第10号の災害対策について (5) 災害に強いインフラの整備・復旧について ① 公共土木施設の被災箇所が極めて多く、かつその被害額が多額であることから、公共土木災害復旧の対象外となる小規模被災箇所についての財政支援の他、国庫負担申請用査定設計に要する経費について補助限度額の引き上げや補助率のかさ上げなどに対する財政支援を行うよう国に働きかけること。きかせること。</p>	<p>台風第10号は本県の公共土木施設を含め生活インフラに甚大な被害を及ぼしているところであり、当該災害からの復旧・復興を着実に進めていくことが重要です。 県では、小規模被災個所の災害復旧については、被災した市町村に対して公共土木施設等小災害復旧事業の活用を促している他、国に対し、公共土木施設の早期復旧に向けた財政措置を要望するとともに、幅広い財政需要に対応できる弾力的で自由度の高い総合的な支援制度も含め、特段の財政措置を講じることを併せて要望しているところです。 また、特に被害が大きく、局地激甚災害の指定を受けた宮古市、久慈市、岩泉町に対しては早期の復興を支援するため、自由度の高い県単独の交付金を交付することとして平成28年度2月補正予算において措置したところです。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの
	<p>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象外となる限度額未満の箇所については、単独災害復旧事業による財政支援を講じて、早期復旧に取り組んでいきます。 国庫負担申請用査定設計に要する経費については、査定設計委託費補助に係る補助対象限度額算出方法の改正により、財政支援の強化が図られたところですが、引き続き、地元負担の軽減を図るよう国に働きかけていきます。</p>	県土整備部	県土整備部	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 緊急要望 平成28年台風第10号の災害対策について (5) 災害に強いインフラの整備・復旧について ② 被災した一般国道106号、281号、340号、455号等の道路や河川の護岸整備、堆積土砂、立木及び河川支障木の除去など抜本的な防災対策などへの財政支援を行うとともに、国に働きかけること。</p>	<p>一般国道106号、281号、340号及び455号は、東日本大震災発災後、県の復興計画において「復興道路、復興支援道路」にそれぞれ位置付け、災害に強い道路ネットワークを目指し、交通あい路の解消や、法面防災対策、橋梁耐震補強を推進しており、復興事業として早期完成に努めていきます。 河川については、久慈川、小本川、安家川、長沢川、刈屋川等7河川で、河川激甚災害対策特別緊急事業や河川等災害関連事業等により、概ね5力年で緊急的な治水対策に取り組めます。 堆積土砂、流木及び河川支障木については、これまで年次計画を策定し、河川沿いの土地利用を勘案しつつ、緊急性の高い箇所から実施してきたところですが、今般の洪水被害を踏まえ、緊急に必要な箇所の精査を行い、早急に対策を実施しているところです。 今年度の市町村の防災・安全交付金の内示率は約60%と低い状況であり、事業実施に支障をきたしていると認識しています。 県では、各市町村の事情を考慮しながら、必要な財政支援が確保されるよう国に要望しているところであり、今後も引き続き国に働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課 河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>2 緊急要望 平成28年台風第10号の災害対策について (6) 災害対策に係る特別交付税の重点配分等について ① 東日本大震災からの復興途上の特殊事情をご理解の上、災害対策に係る特別交付税の重点配分について、特段の配慮を行うよう国に働きかけること。</p>	<p>県では、県内全域で甚大な被害が発生していることを踏まえ、国に対して東日本大震災津波からの復興に遅れを生じさせないための財政措置を要望するとともに、幅広い財政需要に対応できる弾力的で自由度の高い総合的な支援制度を含め、復旧・復興に要する経費に対する特段の財政措置も併せて要望しています。 今後も引き続き特別交付税の措置状況と各市町村の財政状況などを的確に把握しながら、国に対し、特別交付税の重点配分など必要な財政措置が講じられるよう働きかけていきます。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>市町村課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 緊急要望 平成28年台風第10号の災害対策について</p> <p>(6) 災害対策に係る特別交付税の重点配分等について</p> <p>② 災害からの復興に迅速に対応するため、各省庁横断的な新たな一括交付金の創設を行うこと。また、各種復興事業に係る過疎対策事業債等の重点配分を講じるよう国に働きかけること。</p>	<p>台風第10号災害は本県の生活インフラや農林水産業、商工業をはじめとする地域の社会経済に甚大な被害を及ぼしているところであり、当該災害からの復旧・復興を着実に進めていくことが重要です。県では、国に対して、幅広い財政需要に対応できる弾力的で自由度の高い総合的な支援制度も含め、特段の財政措置を講じることを要望しているところです。</p> <p>また、復興を進めるに当たり、その財源のひとつとして過疎対策事業債の活用は有効なものであり、国において所要額を確保するよう、今後とも全国知事会及び全国過疎地域自立促進連盟を通じて継続的に要望を行い、また必要に応じて総務省に働きかけるなど、所要額の確保に努めていきます。</p>	政策地域部	台風災害復旧復興推進室 市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>3 通常分</p> <p>(1) 地方創生・人口減少対策について</p> <p>地方創生・人口減少対策については、国の施策により全国どこでも均等にサービスが受けられる環境が大切です。地方の実情、特に被災地の実情を踏まえた柔軟かつ弾力的な地方都市支援策が講じられるよう強く要望します。</p>	<p>地方創生・人口減少対策は、地方から日本経済を再生するという視点のもと国が十分な予算を確保して大胆に施策を展開していくことと併せ、地方が地域の特性を踏まえながら自主的、主体的に施策を実行していくことが重要であることから、地方重視の経済財政政策の実施や地方創生の推進を支える財源の確保を国に対し要望してきたところです。</p> <p>今般、国においては、平成29年度予算案で地方創生推進交付金を平成28年度と同額確保しましたが、地方創生・人口減少対策は長期にわたって進めていく必要があることから、今後とも国に対して地方創生に係る財源の自由度向上と規模の拡大を図るよう働きかけていきます。</p>	政策地域部	政策推進室	B 実現に努力しているもの
<p>3 通常分</p> <p>(1) 地方創生・人口減少対策について</p> <p>① 地方版総合戦略の5年間の期間に見合った財源の確保及び、被災自治体の財政、マンパワー不足に配慮した地方創生に係る支援制度の柔軟な運用を行うよう国に働きかけること。</p>	<p>地方版総合戦略の展開に当たっては、地方が地域の特性を踏まえながら自主的、主体的に施策を実行していくことが重要であることから、戦略期間に見合った財源の確保、使い勝手の良い交付金制度、財政力を考慮した配分を内容とする「地方創生の推進を支える財源の確保」を国に対し要望してきたところです。</p> <p>今般、国においては、平成29年度予算案で地方創生推進交付金を平成28年度と同額確保しましたが、地方創生は長期にわたって進めていく必要があることから、今後とも国に対して地方創生に係る財源の自由度向上と規模の拡大を図るよう働きかけていきます。</p>	政策地域部	政策推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3 通常分 (1) 地方創生・人口減少対策について ② 市町村における移住定住促進事業に対する独自の支援措置を講ずること。</p>	<p>県では、移住者の受入環境の整備を図るために、NPO等地域団体が行う、県外からの移住・定住の促進事業に対する補助制度を創設したところ。さらに、平成29年度においては、空き家バンクを利用した市町村の移住促進事業への支援を目的として、補助メニューを創設することとしており、引き続き、市町村等関係団体と連携しながら、移住・定住の促進に向けた取組を進めていきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>3 通常分 (1) 地方創生・人口減少対策について ③ 乳幼児等医療費助成については全国どこの地域でも同等な水準となるよう国に医療費助成制度の創設を働きかけること。</p>	<p>子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等の水準で行われるべきであることから、これまで県の政府予算提言・要望において、全国一律の制度を創設するよう要望してきたところであり、今後も引き続き要望することとしています。</p>	保健福祉部	健康国保課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3 通常分 (1) 地方創生・人口減少対策について ④ いきいき岩手結婚サポートセンター『I-サポ』については機能強化とサテライトオフィスの設置等、全県展開を図ること。</p>	<p>“いきいき岩手”結婚サポートセンター『i-サポ』については、平成27年10月の開設以来、盛岡市と宮古市の2カ所を拠点として、会員同士のマッチング事業を円滑に行うことを最優先に運営してきました。平成29年1月末現在で、会員数987人、成婚数6組と徐々に成果も上がってきていますが、地域別では、センターを設置する県央及び沿岸地域に比較し、県南及び県北地域の20歳以上の人口に対する登録割合が低くなっています。このことから、平成29年度において、県央地域と同程度の人口を有する県南地域にセンターを増設するとともに、県北地域において新たに出張サービスを実施することについて、“いきいき岩手”結婚サポートセンター運営委員会において協議することとしています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3 通常分 (1) 地方創生・人口減少対策について ⑤ 県は国に対して企業立地基盤整備に向けた地方支援策の創設を求めるとともに、各市町村の戦略に合わせた企業立地促進奨励事業費補助の対象職種の拡充を行う等、連携強化を図ること。</p>	<p>産業の集積や雇用の確保による地域経済の活性化を図る上で、企業誘致の果たす役割は極めて大きく、そのための基盤整備も重要であると認識しているところです。 このため、県では国への要望において地方自治体が行う工業団地の造成等に対する支援を行うよう要望したところであり、今後も必要に応じて要望を継続していきます。 また、企業立地促進奨励事業費補助金は、地域経済や雇用への効果等を勘案し、一定規模以上の投資を要件として設定しているところですが、効果的な支援となるよう、随時、必要な見直しを行い、企業立地の促進に努めています。 平成29年度からは、県北地域における対象業種の拡大や要件の緩和を行うこととしたところであり、今後においても市町村や企業のニーズを踏まえ、効果的な支援の在り方について、検討していきます。</p>	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	B 実現に努力しているもの
<p>3 通常分 (1) 地方創生・人口減少対策について ⑥ 中小企業庁岩手県よろず支援拠点の機能強化、サテライトの設置を行うこと。</p>	<p>本県のよろず支援拠点は、平成26年6月の開設以来、相談件数が東北6県で最も多い12,000件余りと、着実に成果を上げているところです。 よろず支援拠点では、遠隔地の事業者に対応するため、各地に出向き「移動相談会」を実施しており、平成28年度は、これまで延べ90回、360件を超える相談に対応しています。 よろず支援拠点では、当面、人材の確保・充実を図ることとしており、国と協議しながら体制の整備を進めており、昨年末には、専門スタッフを1名増員し9名体制としています。現在、来年度に向け、更なる増員等について調整を進めているところです。</p>	商工労働観光部	商工労働観光部	B 実現に努力しているもの
<p>3 通常分 (1) 地方創生・人口減少対策について ⑦ ジョブカフェの機能強化や教育施策と連動した若者の地元就職と離職防止策について取組を強化すること。</p>	<p>ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェでは、学校、企業及び関係機関と連携しながら、地元企業の理解促進を図るセミナーの開催や小中高のキャリア教育支援、就職後のキャリアカウンセリング等により、職業観の醸成と職場定着支援を実施しています。 また、就業支援員による学校訪問を通じた就職支援と企業訪問を通じた定着支援を行っているところです。 今後も、関係機関と連携しながら、若者の地元就職と職場定着の支援に努めていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3 通常分 (1) 地方創生・人口減少対策について ⑧ 漆やホップ、養殖わかめ等特色ある地域資源や地域の特徴を活かした、産業振興と雇用の創出がなされるよう、関係部署や国、県、市町村の連携を密にし、取組を強化すること。</p>	<p>県内におきましては、企業や関係団体と市町村が一体となり、特徴的な地域資源を活用したオンリーワンの商品の開発や、競争力強化のための高付加価値化などを通じて、地域の「強み」を打ち出した取組が進んできており、このような地域の取組を更に伸展させるため、県としましては、市町村や関係機関と連携し、「強み」の掘り起こしから産業化の各段階に応じた重層的な支援を進めています。</p> <p>また、漆については、漆ゆかりの市町村や、団体による体制整備を図り、漆生産の産業化や、漆器をはじめとする漆製品の新たな展開や高付加価値化などに取り組むとともに、シンポジウムの開催等を通じた漆文化の魅力発信などを進め、生うるしの生産から漆製品の製造販売まで一貫して対応する国内漆関連産業の一大産地形成に向け、取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	産業経済交流課	B 実現に努力しているもの
	<p>漆については、国が平成27年2月に、国宝・重要文化財の保存修理に使用する漆の100%国産化を表明したことにより、国産漆の需要の増加が見込まれています。</p> <p>本県は、国産漆の約7割を供給する主産地であることから、漆供給の増加に向け、引き続き、国の森林整備事業の活用などによる漆林の管理育成や、二戸市と連携した漆原木林の資源状況調査等の実施により、適切な資源管理を図っていきます。</p> <p>ホップについては、全国の作付面積の5割を占める国内第1位の産地となっています。県では、産地から要望のあった病害虫防除を確立するなど、ホップの安定生産の取組を支援してきたところです。引き続き、地域の要望に応じた取組を支援し、ホップの生産振興を図っていきます。</p> <p>養殖わかめについては、養殖施設の効率的な利用のための生産性評価と改善指導を行い、新規就業者による雇用創出の支援を行っていきます。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3 通常分 (1) 地方創生・人口減少対策について ⑨ 日本版DMO設立及び運営に係る財政支援と東北へのインバウンド拡大に向けた施策の推進を行うとともに、国に働きかけること。また県境を越えた広域観光施策の推進、支援を行うこと。</p>	<p>日本版DMO設立等については国の「地方創生推進交付金」の活用を、県境を超えた広域観光施策の推進については「東北観光復興対策交付金」の活用が考えられることから、県では、国に対して外国人観光客の誘客の拡大と定着が図られるまでの間、必要な額を確実に予算措置するよう要望しているところ です。 また、インバウンド拡大を図るためには、東北六県や、北東北三県などとの広域連携事業を進めるとともに、県単独でもプロモーションの受入態勢の整備を積極的に進めることとして、様々な取組を進めています。</p>	商工労働観光部	観光課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3 通常分 (1) 地方創生・人口減少対策について ⑩ みちのく潮風トレイルの整備促進に向けて十分な予算が確保されるよう国に働きかけるとともに、東北観光復興対策交付金の有効活用については、県が主導して広域連携事業を構築し沿岸市町村の観光振興を図ること。</p>	<p>県では、平成28年度、東北観光復興対策交付金を活用して、青森県、宮城県、福島県及び仙台市と連携し、東北太平洋沿岸における外国人旅行者受入れのための観光コンテンツの収集や語り部ガイドの広域連携を目的とした研修会の開催、モデルコースの作成等の取組を進めているところ です。 平成29年度も、これらの取組について当初予算案に盛り込んだところであり、引き続き沿岸地域への誘客促進を強化していきます。</p>	商工労働観光部	観光課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3 通常分 (1) 地方創生・人口減少対策について ⑩ みちのく潮風トレイルの整備促進に向けて十分な予算が確保されるよう国に働きかけるとともに、東北観光復興対策交付金の有効活用については、県が主導して広域連携事業を構築し沿岸市町村の観光振興を図ること。</p>	<p>みちのく潮風トレイルは、環境省が平成24年5月7日に公表した「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」の一環として施策されています。 この施策は、三陸地域を南北につなぎ、地域相互の交流を深めることができる他、その整備により地域の防災機能も高まることが大いに期待されています。 県としては、みちのく潮風トレイルの予算規模の拡大と確保による整備促進について、国へ積極的に働きかけていきます。</p>	環境生活部	自然保護課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3 通常分 (1) 地方創生・人口減少対策について ① 公共交通の維持に向けて地域の実情に柔軟に対応できる国庫補助事業の運用を求めるとともに、デマンド交通等に広く活用できる支援制度の検討を行うこと。</p>	<p>バス路線の維持確保のため、国の「地域間幹線系統確保維持費補助」及び「車両減価償却費補助」、「地域内フィーダー系統確保維持費補助」について、補助要件の緩和や補助上限額の拡大等について、国に要望しているところであり、今後も地域の実情に柔軟に対応できるよう、国に要望していきます。 また、県では「地域公共交通活性化推進事業」により、市町村が行うデマンド交通の導入等に対して財政支援を行うなど、市町村の取組を支援しているところであり、今後も市町村と連携して、公共交通の維持確保に努めていきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>3 通常分 (2) 地域医療、介護の充実について ① 地域医療構想による病床の削減については在宅医療や地域包括ケア体制の構築の進捗状況も踏まえ柔軟に対応すること。</p>	<p>地域医療構想は病床を強制的に削減するためのものではなく、将来の医療需要に応じたあるべき医療提供体制を検討するためのものであり、構想区域ごとの協議の場において地域の実情を踏まえながら、地域における病床機能の分化と連携や在宅医療の体制整備等について協議していくこととしています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>3 通常分 (2) 地域医療、介護の充実について ② 医師の偏在解消と抜本的な医師確保対策の充実強化を図るよう国に強く働きかけること。特に全国的に減少傾向にある産婦人科、小児科医師の確保に努めること。</p>	<p>地域別、診療科別の医師偏在を解消するため、各都道府県・医療圏ごとに必要な病院勤務医師数を算出するガイドラインを策定し、その必要数を踏まえて、産婦人科・小児科の医師不足を解消する施策を充実するよう国に要望しています。 県では、産婦人科、小児科を含めた全ての診療科で医師が不足しており、まずは、医師の絶対数を確保する必要があることから、即戦力医師の招聘や奨学金による医師の養成、関係大学への医師派遣の要請などを行い、医師の確保に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療施策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3 通常分 (2) 地域医療、介護の充実について ③ 看護師、介護職員等の処遇や労働環境の改善。 キャリアアップや潜在有資格者の再就職支援。福祉、 介護職場のイメージアップ等医療、介護人材の確保、 定着に向けた取組を強化するとともに、国に働きかけるこ と。</p>	<p>県では、看護職員については、「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、修学資金による看護職員の養成、看護学生サマーセミナー(就業体験)、テレビCM等の広報による県内定着促進、新人看護職員研修による早期離職の防止、労働部門と連携した勤務環境改善、認定看護師育成支援などの対策を推進しています。今後も、平成27年に開始された「看護師等の届出制度」の活用による離職した看護職員の再就業支援にも注力するなど、総合的な対策を更に進めていきます。</p> <p>なお、国に対しては、全国知事会を通じて、看護師等医療従事者の養成・確保や資質向上に係る環境整備を強力に推進するよう要望しています。</p> <p>介護人材については、県内各地にキャリア支援員を配置し、新規人材や潜在的有資格者の掘り起こし、マッチング支援などを行っている他、労働環境の整備・改善を促すセミナーの開催、研修受講や新規採用職員への赴任に係る経費の補助、介護の仕事の魅力を発信する取組などを行い、介護人材の確保を推進していることに加え、県の財政支援により県社会福祉協議会が実施している介護福祉士等修学資金の貸付制度の中に、離職した介護人材を対象とする再就職準備金が創設されたところです。</p> <p>今後も、国、県、市町村、関係団体及び養成施設で構成される岩手県介護労働懇談会等を通じて、関係機関が連携しながら、介護人材の確保・定着に取り組んでいきます。</p> <p>なお、国に対しては、介護労働を取り巻く環境(低賃金、重労働、高い離職率)に鑑み、介護従事者全般に対する処遇改善を図るため、適切な水準の介護報酬を設定するよう要望しています。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>長寿社会課 医療政策室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3 通常分 (2) 地域医療、介護の充実について ④ 地方が行う医療、介護人材確保対策への財政支援措置の充実を図るよう国に働きかけること。</p>	<p>団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年を見据え、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築や地域包括ケアシステムの構築を推進するため、各都道府県に地域医療介護総合確保基金が設置され、各都道府県は、計画を作成し、計画に基づいて事業を実施しているところです。 本県においても、医療・介護人材の確保や病床機能の分化・連携の推進など、地域包括ケアシステムの構築に向け、基金を活用しながら事業を実施しているところですが、県内各地域の実情に応じて必要な事業が確実に実施できるよう、基金について、事業区分間の額の柔軟な調整をできるようにすることや、予算の安定的な確保や制度の恒久化、原資となる交付金の拡充を国に要望しているところであり、引き続き国に対し働きかけていきたいと考えています。 なお、介護人材については、市町村や関係団体が行う介護人材確保の取組に要する経費に補助を行う「介護従事者確保事業費補助」により、市町村等に対して財政支援を講じています。</p>	保健福祉部	長寿社会課 医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3 通常分 (2) 地域医療、介護の充実について ⑤ 被保険者が安心して必要な医療を受けることができるよう、国保財政基盤の拡充強化に努めるよう国に働きかけること。県における標準保険料(税)率の設定に当たっては、これまでの県内各市町村の保険料(税)率を勘案し、被保険者に不利益とならないように配慮を行うこと。</p>	<p>国民健康保険は、被保険者の年齢が高く医療費水準が高い、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者があるなどの構造的な課題を抱えており、国民健康保険の安定化などを目的として、平成27年5月「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律」が成立しました。 これにより、国民健康保険の財政基盤の強化を図るため、低所得者対策の強化や医療費適正化に向けた取組等に対する支援等、毎年約3400億円の財政支援が行われます。 また、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担うなど、運営のあり方が見直されることとなります。 県では、平成30年度の国保制度改革に向けて、県内の統一的な運営方針として国保運営方針の策定、財政運営の具体的な内容、納付金や標準保険料率の算定方法などについて、現在市町村等との協議を進めているところです。 また、法改正の趣旨を踏まえ、将来にわたる持続可能な制度の確立や国民の保険料負担の平準化等に向けて、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入や国定率負担の引上げ等、様々な財政措置の方策を講じ、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の安定化を図ることについて、全国知事会を通じて、国に対し要望しています。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3 通常分 (2) 地域医療、介護の充実について ⑥ 障害福祉サービス及び介護保険サービスの利用者に適切な支援を推進していくと同時に市町村間における財政上の不均衡が生じないように国に働きかけること。</p>	<p>現在、介護保険と障害福祉のいずれの制度にもあるサービスについて、事業者が両方の指定を受けやすくし、高齢の障害者が、引き続き同一の事業所でサービスを受けられるようにするなど、利用者の利便性を高めることなどを目的とする、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」案が国会において審議中であることから、県としては審議の動向を注視していきます。</p> <p>また、この法律案には障害者支援施設等の介護保険適用除外施設を退所して介護保険施設等に入所した場合に、適用除外施設の所在市町村の介護給付費負担が過度に重くならないよう、適用除外施設入所前の市町村を保険者とする内容も盛り込まれていることから、この点も併せて注視していきます。</p> <p>さらに、平成30年4月施行の改正障害者総合支援法において、一定の高齢障がい者に対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減する仕組みを設けることとしています。具体的な要件は今後政令で定めるとしていることから、県としては、国の検討状況を注視していきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課 障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>3 通常分 (2) 地域医療、介護の充実について ⑦ 北東北3県における県境を越えたドクターヘリの広域連携運航に係る運用の柔軟化について特段の配慮を行うこと。</p>	<p>ドクターヘリの広域連携については、各県において整備し運航しているドクターヘリは、基本的に自県の救急要請に対応する必要があることから、自県ドクターヘリ優先を原則としつつ、各県のドクターヘリ運航調整委員会における議論等を踏まえ、三県間の合意により実施しているところです。</p> <p>こうした中で、地域からの要請を踏まえ、より効果的な運航の実現を図るため、三県間で協議を重ね「搭乗医師の判断で他県ヘリの出動を要請できる」、「自県防災ヘリより他県ドクターヘリへの要請を優先できる」といった運用の見直しを行い、他県のドクターヘリが柔軟に対応できるようになったため、見直し後は、三県連携による出動件数は増加傾向にあり、順調に実績を重ねています。</p> <p>広域連携の運用については、今後も三県の良好な連携を継続し、充実に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3 通常分 (3) 農業・農村施策について ① TPPが発効された場合農業者が持続的に安心して農業に従事できる環境を確保するため、生産量の減少や価格の低下など大きな影響が予想される品目等、具体的な影響について詳細に分析の上、明らかにするよう国に働きかけること。</p>	<p>県では、国に対し、TPP協定に関する合意内容や農林水産業等に及ぼす影響について、十分な情報開示と説明を行うよう要望しています。</p>	農林水産部	農林水産企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3 通常分 (3) 農業・農村施策について ② 備蓄米、飼料米などの対応は短期的なものではなく、法制化を行う等恒久的な対策をとるよう国に働きかけること。産地パワーアップ事業については、農業者の要望に応えられるよう十分な予算確保を行うこと。</p>	<p>県では、これまで国に対し、農業者が安心して飼料用米等の生産に取り組むため、「水田活用の直接支払交付金」の助成水準を維持することや、恒久的な制度とすること等を要望しており、国の検討状況等も踏まえ、引き続き、必要な要望を行っていきます。 また、産地パワーアップ事業については、地域からの要望が多いことから、十分な予算を確保するよう、引き続き、国に要望を行っていきます。</p>	農林水産部	農産園芸課	C 当面は実現できないもの
<p>3 通常分 (3) 農業・農村施策について ③ 米の生産調整については、行政の撤退に対して見直しを行い、今後における具体的な米の生産調整のあり方を示すよう国に働きかけること。</p>	<p>県では、国に対し、米政策の見直しに当たっては、主食用米の需給と価格の安定が図られるよう、全国段階の需給安定推進組織の設置を誘導するなど、実効性のある需給安定の仕組みを構築するよう要望しており、国の検討状況も踏まえ、引き続き、必要な要望を行っていきます。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの
<p>3 通常分 (3) 農業・農村施策について ④ 水田活用の直接支払い交付金における産地交付金については、追加配分対象の拡張や飼料用米の団地化加算要件の緩和等、地域の実情に合わせた運用を行うよう国に働きかけること。</p>	<p>追加配分対象の拡張に係る国への働きかけについては、県内の取組状況や、他の都道府県の動向を注視しながら、適時適切に対応していきます。 また、県では、産地交付金に、飼料用米の2ha以上の団地化を要件とする県推進枠を設定しているところ。県内の中山間地域などの条件不利地域では、産地交付金のメニューとして、独自の団地化要件(1ha以上等)を設定している事例もあることから、地域農業再生協議会に情報を提供していきます。</p>	農林水産部	農産園芸課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3 通常分 (3) 農業・農村施策について ⑤ 農地中間管理事業については、予算の確保拡充を行うよう国に働きかけること。耕作不利地の受け手確保策を講ずること。県においては地域での取組を推進するために、早い時期に市町村に対し協力金に係る予算配分額を示すこと。</p>	<p>県では、機構集積協力金や農地耕作条件改善事業などの農地中間管理事業に関連する所要額について、国が責任を持って必要な予算を確保するよう要望しており、引き続き、国に働きかけていきます。 なお、耕作不利地で受け手が確保しやすくなるよう、国では、機構が借り入れた農地について、農業者からの申請によらず、都道府県営事業として、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備を実施できる制度の平成29年度内の創設を検討しています。 また、機構集積協力金の予算配分については、国の配分額が決定次第、速やかに県交付基準を定め、市町村に提示するよう努めます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>3 通常分 (3) 農業・農村施策について ⑥ 農業、農村の有する多面的機能は国民全体が享受することから、日本型直接支払制度に係る費用については全額国費で負担するよう国に働きかけること。また、事業費を満額確保すること。</p>	<p>日本型直接支払制度については、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき実施しており、同法に地方自治体の実施に要する費用の負担が明記されていることから、その費用を全額国庫で負担することは困難と考えています。 県では、国に対して、日本型直接支払制度の地方自治体の負担軽減のための財政措置の充実及び必要な予算の確保を要請しており、制度の充実に向け、今後も機会あるごとに国に働きかけていきます。</p>	農林水産部	農村建設課	B 実現に努力しているもの
<p>3 通常分 (3) 農業・農村施策について ⑦ 農業農村整備事業の平成29年度予算事業費の予算を地域の声に則して確保するよう国に働きかけること。</p>	<p>平成28年度の国の当初配分は、県の当初予算の7割程度と厳しい状況でありましたが、これまで機会を捉えて必要な予算を講じるよう国に要望し、経済対策等を盛り込んだ国の第2次補正予算により、ほ場整備や水利施設整備などを中心に、県の当初予算を大幅に上回る配分額を確保したところです。 また、平成29年度の国の概算決定額は前年度当初を上回ったものの、全国的に農業農村整備事業に対する要望額が増加傾向にあり、本県の要望どおりの配分額の確保が重要であります。 このため、県では、農業農村整備関係予算の十分な措置について、今後も引き続き、国に強く働きかけていきます。</p>	農林水産部	農村計画課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3 通常分 (3) 農業・農村施策について ⑧ 非農業者でも新規就農者となれるよう農地や住宅確保支援、農業機械購入支援等、施策の充実を図るとともに、国に働きかけること。</p>	<p>地域農業に意欲を持って取り組む新規就農者の確保・育成が極めて重要であると認識しており、農家出身を問わず、就農希望者に対し経営の発展段階に応じて支援しています。 特に、農地や農業機械など初期投資については、農地中間管理事業、青年等就農資金の他、岩手県農業公社が初期投資軽減のための支援事業(地域経営資源継承支援事業)を創設していることから、本事業の積極的な活用をお願いします。 併せて、新規就農者確保・育成を図るため就農前の研修や経営確立を支援する国の農業次世代人材投資事業(平成28年度までは青年就農給付金事業)の活用をお願いします。 また、農家出身者以外が農業を開始する上で、生活の基盤となる農地や住宅の確保が重要であることから、市町村・農協等の関係機関・団体を構成員とする各地方の農業担い手育成推進協議会と連携し、農地や住宅に関する情報提供などの支援を進めていきます。</p>	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの
<p>3 通常分 (3) 農業・農村施策について ⑨ いわて地域農業マスタープラン実践支援事業の継続、拡充を行うこと。</p>	<p>本事業は、地域の話し合いにより作成された「地域農業マスタープラン」の実現に向け、中心経営体の育成確保等に必要な機械・施設の整備を支援しており、地域における事業実施要望も多い状況となっています。 こうした地域の要望等も踏まえ、平成29年度当初予算において、214,075千円を措置しており、平成28年度当初予算203,368千円に対し10,707千円増額しています。</p>	農林水産部	農業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3 通常分 (3) 農業・農村施策について ⑩ 岩手県オリジナル水稲品種『銀河のしずく』については、地域の栽培希望に合わせた迅速な栽培普及拡大対策を講ずるとともに、他県に負けないブランド化、販売戦略を講ずること。</p>	<p>「銀河のしずく」については、平成28年2月に策定した「いわてオリジナル品種ブランド化戦略」に基づき、品種の特長が最大限に発揮できる場所の設定、基準を満たす作付農家を選定し、栽培マニュアルの厳守や、食味計を活用した品質の確保に取り組んでいます。 平成29年産用種子については、生産量を当初計画の作付面積600ha分から1,000ha分に拡大し、配分したところであり、今後も、県段階や地域段階に設置する栽培研究会の活動を通じて、米の食味ランキングで「特A」評価を取得できる米として普及させていきます。</p>	農林水産部	県産米戦略室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3 通常分 (4) 林業振興について ① 森林・林業基本計画に掲げる2015年度までに国産材自給率50%以上達成に向けた施策の強化。公共施設又は公共事業への木材の積極的な利用を図る等、国産材需要拡大施策の一層の強化・充実を図るとともに、国に働きかけること。</p>	<p>国産材の需要を拡大するためには、川上から川下が連携して低コストで安定的な木材供給を行うとともに、需要者が求める品質の確かな木材製品を安定的に供給する体制整備が重要です。 このため県では、森林整備加速化・林業再生基金事業等を活用して、高性能林業機械の導入や木材加工流通施設整備への支援等を行うとともに、製材工場への木材乾燥技術の指導等に取り組んでいます。 また、公共施設や公共事業への木材利用については、「岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画」に基づき、県が率先して木材利用に取り組むこととしており、市町村等に対しても、地域材利用の働きかけを行っています。 今後も、公共施設や公共事業への地域材利用の拡大に向けて関係者と連携した取組を進めるとともに、必要な施策等について国へ要望していきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>3 通常分 (4) 林業振興について ② 枯死経過林除去対策を国の制度として検討するよう働きかけること。</p>	<p>県は、倒木による人身被害及び施設損壊の予防、景観の保全を図ることなどを目的に、平成28年度から「いわての森林づくり県民税」を活用して「アカマツ林の広葉樹林化」を実施しているところです。 また、「森林整備事業」の「更新伐」や「樹種転換」もアカマツ林の不良木等の伐採が可能ですので、事業が活用されるよう周知に努めます。</p>	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3 通常分 (4) 林業振興について ③ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金終了後に同様の支援を行うための事業の創設を検討するとともに、国に働きかけること。</p>	<p>森林・山村多面的機能発揮対策は、森林の保全活動等を行う活動組織に対して、地域協議会を通して国が交付金を交付してきましたが、国の行政事業レビューや財務省からの指摘等により、平成29年度から地方の任意負担を伴う制度に改正される見込みです。 制度改正に伴い、県では、平成29年度当初予算に所要額を盛り込んだところであり、今後は、市町村と一体となって、森林・山村多面的機能発揮に向けた森林の保全活動を支援していきます。 なお、県では、いわての森林づくり県民税を活用した「県民参加の森林づくり促進事業」を実施しており、県民自らが地域で主体的に取り組む里山林の再生や活用を図るための森林整備活動、県産材利用促進活動、森林学習活動等に対して助成を行っていますので、活用願います。</p>	農林水産部	森林整備課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3 通常分 (4) 林業振興について ④ 木質バイオマス発電に供する木材の収集・運搬費用などへの助成制度の創設を国に働きかけること。</p>	<p>県内では、木質バイオマス発電利用の増加等により木材需要が拡大傾向にあり、既存の製材工場等も含めた各施設が安定的に素材を調達していくためには、県全体の素材生産量を拡大させる取組が重要と考えております。このため、県では、生産現場における高性能林業機械の導入や路網整備への支援、現場技能者の育成等による素材生産能力の向上に努めている他、林地残材等の未利用材についても、燃料用としての有効利用を促進することとしており、引き続き、これらの取組を進めながら、素材の安定供給体制の構築を図ることとしています。</p>	農林水産部	林業振興課	C 当面は実現できないもの
<p>3 通常分 (4) 林業振興について ⑤ 高齢化が進む林業担い手の安定的・継続的な確保及び育成策の推進。</p>	<p>県では、林業就業ガイダンスの開催や新規就業者の経験に応じた段階的なOJT研修等により、就業希望者及び就業後のキャリアアップの取組を支援しています。また、林業の知識や技術を体系的に習得できる「いわて林業アカデミー」を平成29年4月に開講し、林業就業者の確保・育成に取り組んでいくこととしています。今後とも、市町村や関係団体と一体となって、支援制度の一層の周知を図り、林業担い手の確保・育成に努めていきます。</p>	農林水産部	森林整備課	B 実現に努力しているもの
<p>3 通常分 (5) 松くい虫、鳥獣被害対策について ① 松くい虫対策についての予算の確保と被害木の早期発見に尽力するとともに、国に働きかけること。</p>	<p>県は、未被害地域への被害拡大を阻止するため、「松くい虫被害防除監視帯」を設置し、航空写真の撮影及び松くい虫被害防除監視員等による巡視活動を通じ早期発見・早期駆除に努めています。また、アカマツ林は、木材資源としてのみならず、林地保全・水源かん養・景観の面からも貴重な資源であることから、引き続き、国への要望等、事業予算の確保に努力していきます。</p>	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3 通常分 (5) 松くい虫、鳥獣被害対策について ② オール岩手として組織的、計画的、抜本的なニホンジカ対策を早急に講じること。特に、屠畜したシカの処理について、具体的な残渣処理施設の整備等について検討すること。</p>	<p>県では、平成24年度末の県内のニホンジカの生息頭数を平成35年度までに半減させることを目標として、狩猟による捕獲を促進するとともに、複数の市町村による一斉広域捕獲や有害鳥獣捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業に取り組むなど、全県における捕獲を強化しています。</p> <p>また、ニホンジカによる農林業被害を防止するため、岩手県鳥獣被害防止総合支援事業(国庫)、森林整備事業(国庫)及びシカ防護網等設置事業(県単)により、農地での防護網や電気牧柵の整備を支援しており、引き続き、捕獲と合わせて防除対策にも取り組んでいきます。</p> <p>今後も捕獲や防除対策に取り組みながら、狩猟の担い手の確保、地域ぐるみの捕獲体制整備の誘導・支援等についても継続して取り組んでいきます。</p> <p>有害鳥獣捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業で捕獲したニホンジカの死体個体の処理については、捕獲現場等での埋却処理や一般廃棄物処理施設等での焼却とされています。</p> <p>市町村が焼却施設等を設置する場合には、農林水産省の国庫補助事業の活用が可能となっており、県ではその取組を支援していきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
<p>3 通常分 (6) 復興後のあるべき姿を目指した計画的な社会資本の整備と老朽化対策及び防災対策について 今後の社会資本の整備については復興後のあるべき姿を念頭に、計画的に進めることができる財源の確保を要望します。また近年頻発するゲリラ豪雨、台風被害に対応するため激甚災害指定の要件の緩和や小規模被害対策、農産物被害の補償制度の創出などを強く求めるとともに、社会資本の老朽化対策、河道掘削や森林の保全を含めた防災対策を講じること併せて要望します。</p>	<p>県では、現行の農業共済制度では補償の対象とされていない作物も含めた農産物全体を補償の対象とする「収入保険制度」の早期創設を国に要望してきたところです。今般、国(農林水産省)が、農業共済制度の見直しと併せて「収入保険制度」の創設に係る法案を国会に提出する予定であることから、県では、当該制度が農家経営を支える新たなセーフティネットとなるよう、引き続き国に要望していきます。</p>	農林水産部	団体指導課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3 通常分 (6) 復興後のあるべき姿を目指した計画的な社会資本の整備と老朽化対策及び防災対策について 今後の社会資本の整備については復興後のあるべき姿を念頭に、計画的に進めることが出来る財源の確保を要望します。また近年頻発するゲリラ豪雨、台風被害に対応するため激甚災害指定の要件の緩和や小規模被害対策、農産物被害の補償制度の創出などを強く求めるとともに、社会資本の老朽化対策、河道掘削や森林の保全を含めた防災対策を講じることも併せて要望します。</p>	<p>平成28年度以降の復旧・復興事業については、平成27年6月に政府方針が決定され、本県が平成28年度以降5年間の復興事業費として見込んでいたほぼその全額が国費対象額として措置されたところです。 政府方針の決定に当たっては、市町村や他県と連携し、国への提言を行ったところであり、平成28年6月にも「復興に必要な予算の確実な措置」について、県として提言したところです。 今後とも、復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、確実な予算措置を求めています。</p>	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの
<p>3 通常分 (6) 復興後のあるべき姿を目指した計画的な社会資本の整備と老朽化対策及び防災対策について 今後の社会資本の整備については復興後のあるべき姿を念頭に、計画的に進めることが出来る財源の確保を要望します。また近年頻発するゲリラ豪雨、台風被害に対応するため激甚災害指定の要件の緩和や小規模被害対策、農産物被害の補償制度の創出などを強く求めるとともに、社会資本の老朽化対策、河道掘削や森林の保全を含めた防災対策を講じることも併せて要望します。</p>	<p>平成28年8月の台風第10号災害については、「8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害(本激)」に指定され、公共土木施設や農地等の災害復旧に係る補助の特別措置が講じられているところ。 また、宮古市、久慈市及び岩泉町においては「局激」に指定され、中小企業信用保険法による災害関係補償の特例措置が講じられており、国においては災害の発生状況に応じた早期の激甚災害指定に取り組んでいると考えています。 今後とも、県内に大規模な災害が発生した場合には、早期の被害集約に努め、速やかな激甚災害指定等の実施について、国に対して必要な要望を行っていきます。</p>	総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3 通常分 (6) 復興後のあるべき姿を目指した計画的な社会資本の整備と老朽化対策及び防災対策について 今後の社会資本の整備については復興後のあるべき姿を念頭に、計画的に進めることが出来る財源の確保を要望します。また近年頻発するゲリラ豪雨、台風被害に対応するため激甚災害指定の要件の緩和や小規模被害対策、農産物被害の補償制度の創出などを強く求めるとともに、社会資本の老朽化対策、河道掘削や森林の保全を含めた防災対策を講じることも併せて要望します。</p>	<p>地方の社会資本整備を推進するための予算の確保については、平成28年6月7日に行った「平成28年度政府予算提言・要望」等により、継続的に国へ提言・要望を行っているところです。 頻発する災害への備えとしては、河道掘削や河川の改修等に早急に取り組むとともに、防災・減災対策に資する取組への財政措置を国に働き掛けていきます。 社会資本の老朽化対策については、予算の確保について継続的に国へ働きかけていくとともに、各施設の個別施設計画を策定し限られた予算で効率的・計画的な維持管理に取り組んでいきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>県土整備企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>3 通常分 (6) 復興後のあるべき姿を目指した計画的な社会資本の整備と老朽化対策及び防災対策について ① 地域の実情に応じて柔軟な活用が可能な社会資本整備総合交付金の予算確保を行うよう国に働きかけること。</p>	<p>社会資本整備総合交付金等の確保について、県では、平成28年6月7日に行った「平成29年度政府予算提言・要望」等により、継続的に国へ提言・要望を行っています。 平成28年12月22日に閣議決定された平成29年度政府予算案では、「社会資本整備総合交付金」及び「防災・安全交付金」について、概ね平成28年度と同額程度の予算が確保されたところです。 今後も、地方の社会資本整備を着実に推進するための予算の確保について、国に働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>県土整備部</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>3 通常分 (6) 復興後のあるべき姿を目指した計画的な社会資本の整備と老朽化対策及び防災対策について ② 防災・安全交付金を河道掘削や立木処理などにも活用できるよう要件の緩和について国に働きかけること。</p>	<p>災害復旧事業において対応できない河道の堆積土砂撤去など、大規模災害に対する防災・減災対策に資する事業について、防災・安全交付金による財政支援の拡充されるよう国に要望しているところであり、今後も引き続き国に働き掛けていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3 通常分 (6) 復興後のあるべき姿を目指した計画的な社会資本の整備と老朽化対策及び防災対策について ③ 防衛施設周辺自治体の防災無線の更新・デジタル化について、防衛省所管の防衛施設周辺整備事業として採択するよう国に働きかけること。</p>	<p>防衛省所管の特定防衛施設周辺整備調整交付金について、本県では、平成28年度に八幡平市及び滝沢市に対して交付されており、そのうち滝沢市では、防災行政無線のデジタル化事業に活用されていると聞いているところで、 今後も市町村からの要望を踏まえ、必要に応じて国に要望するなど、適切に対応していきます。</p>	総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの
<p>3 通常分 (6) 復興後のあるべき姿を目指した計画的な社会資本の整備と老朽化対策及び防災対策について ④ 地デジ受信困難世帯の解消に向けた抜本的な受信対策の検討とテレビ共同受信施設の維持管理費及び老朽化に伴う施設改修費に対する財政支援を行うよう国に働きかけること。</p>	<p>地デジ移行に伴う受信困難世帯については、国と放送事業者が対象世帯からワンセグ対策を含めた恒久対策について同意を得て実施し、岩手県内の対象世帯について平成27年3月までに全て対策を完了したと伺っています。 テレビ共同受信施設組合の老朽施設の更新については全国的な課題であり、県では全国都道府県情報管理主管課長会等を通じ、国に対し、維持管理費に対する新たな支援制度の創設や維持管理費を地元自治体が支援する場合の地方財政措置を講じるよう要望をしてきたところです。 また、平成29年度予算に係る要望では、県単独で要望を行った他、全国知事会を通じた要望を行っているところです。 なお、県では、広域振興局の地域経営推進費により市町村事業への補助を行っており、今後も引き続き、市町村と連携し、県内のテレビ共同受信施設組合の実情の把握に努めるとともに、国に対し支援制度の創設について要望していきます。</p>	政策地域部	情報政策課	B 実現に努力しているもの
<p>3 通常分 (6) 復興後のあるべき姿を目指した計画的な社会資本の整備と老朽化対策及び防災対策について ⑤ 防災行政無線屋外広報マスの整備事業に対する国庫補助制度の創設を国に働きかけること。</p>	<p>県においても、市町村防災行政無線が災害情報を住民に対して迅速に伝達する手段であることの重要性を認識しています。 市町村防災行政無線施設の整備等に対しては、これまで北海道東北地方知事会を通じて、国に対し全面的な支援と財政措置を講じるよう要望しているところであり、今後も継続して要望していきます。</p>	総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3 通常分 (6) 復興後のあるべき姿を目指した計画的な社会資本の整備と老朽化対策及び防災対策について ⑥ 緊急防災・減災事業債の対象事業の拡充を国に働きかけること。</p>	<p>緊急防災・減災事業債については、平成32年度まで継続することとし、平成29年度は地方財政計画に5,000億円が計上されています。 また、全国瞬時警報システムの新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化や複数の消防本部が共同で実施する高機能消防司令センターの整備、指定避難所におけるWi-Fi等の整備が対象事業として追加されています。</p>	総務部	総合防 災室	A 提言 の趣旨 に沿っ て措置
<p>3 通常分 (6) 復興後のあるべき姿を目指した計画的な社会資本の整備と老朽化対策及び防災対策について ⑥ 緊急防災・減災事業債の対象事業の拡充を国に働きかけること。</p>	<p>緊急防災・減災事業債については、これまで大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備や情報網の構築等の事業に活用されており、来年度以降の県内需要も見込まれていたことから、県では国の平成29年度予算編成に向け、全国知事会を通じて防災・減災対策のための財源の確保を要望してきたところです。 今回、平成28年12月22日に公表された平成29年度地方債計画において緊急防災・減災事業債が5,000億円計上され、期間についても東日本大震災に係る復興創生期間である平成32年度まで継続することとされました。また、対象事業についても指定避難所におけるWi-Fi等の整備事業、消防の共同化に伴う高機能消防指令センターの整備・改修事業など新たに3事業が追加されました。 県においては、今後も県内市町村の状況を踏まえつつ、必要に応じて市町村の意見を国に伝えていくなど、適切に対応していきます。</p>	政策地 域部	市町村 課	A 提言 の趣旨 に沿っ て措置
<p>3 通常分 (7) 教育環境の整備について ① 今後の高等学校の在り方については地域の実情も十分に考慮した配置、改編、地場産業とマッチした学科の開設等が出来るよう特段の配慮を行うこと。</p>	<p>平成28年3月に策定した「新たな県立高等学校再編計画」においては、望ましい学校規模の確保による教育の質の保証と、本県の地理的条件等を踏まえた教育の機会の保障を大きな柱として、地域の高校をできる限り存続させることを基本的な考え方とし、地域の実情に配慮した計画としています。 今後においても、地域と高校の連携や学科のあり方等について、地域や学校関係者等と丁寧に意見交換を行い、再編計画の推進に取り組んでいきます。</p>	教育委 員会事 務局	学校教 育室	B 実現 に努力 している もの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3 通常分 (7) 教育環境の整備について ② 特別な支援を必要とする児童生徒の増加に伴う特別支援教育支援員及び教育相談員の配置並びに障害の多重化、多様化に対応するための更なる態勢の整備等、特別支援教育充実のための財政支援を講ずること。</p>	<p>現在、障害の重度化、多様化に対応するため、学校種や職種に応じた各種研修会や研修講座を県教育委員会や総合教育センター、教育事務所、市町村教育委員会で実施して研修の充実に努めています。また幼稚園・保育園・認定こども園及び小・中学校、義務教育学校の特別支援学級に対しては、特別支援学校による継続的な訪問支援を行い、具体的な支援の方法や内容の改善・充実に努めています。今後も教職員の特別支援教育への理解や専門性の向上を図るよう研修や事業を推進していきます。</p> <p>通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対する特別支援教育支援員の配置については、平成19年度から各市町村に対し地方交付税措置されているところです。子供たちの状況が一層多様化・困難化しているところであり、通常学級に在籍する児童生徒への支援についても、新たな定数改善計画の策定を早期に実施するよう、国に対し引き続き要望していきます。</p> <p>市町村が配置している教育相談員については、国の地方交付税措置等は行われていないところですが、県では、教育相談員及び在学生少年指導員を各教育事務所に配置し、管内全小中学校を計画的に訪問しながら、学校経営に関する校長への指導・助言及び問題行動等特別な指導が必要な児童生徒の指導について指導・助言を行っており、今後もこの取組を継続していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室 教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>3 通常分 (7) 教育環境の整備について ③ 近年のいじめの深刻化や不登校児童生徒の増加に対応するため小中学校へのスクールソーシャルワーカーの常勤派遣を行うこと。</p>	<p>教育相談体制の充実を図る上で、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの果たす役割は非常に重要であると認識しています。</p> <p>平成28年度は、スクールソーシャルワーカーを国の補助事業により非常勤職員として県内6教育事務所に16人配置し、平成29年度は18人配置する予定です。今後においても引き続きスクールソーシャルワーカー配置に要する経費への財政措置を国に要望し、教育相談体制の充実に努めるとともに、人材の確保を図っていきます。</p> <p>現在、文部科学省において、スクールソーシャルワーカーの常勤化を含む配置拡充の必要性が検討されているものであり、今後ともその動向を注視しながら、スクールソーシャルワーカーの常勤派遣等について検討を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3 通常分 (7) 教育環境の整備について ④ 津波浸水被害想定区域内の学校施設等の移転改築については、実際の被害の大小や老朽化の有無、集団移転などの条件に関わらず、高率補助の措置を行うよう国に働きかけること。</p>	<p>津波浸水想定区域内にある建物で、移転又は高層化が必要と認められる学校施設等の改築については、平成27年度国の助成制度が拡充され、公立学校施設整備事業(補助率:原則1/3(不適合改築))の対象事業として、学校施設環境改善交付金が交付されることとされています。 現時点で、南海トラフ地震対策のような高率(1/2)の助成事業はありませんが、学校設置者の津波対策や避難所としての防災機能強化の取組が進むよう、財政措置の充実について国に働きかけていきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	C 当面は実現できないもの
<p>3 通常分 (8) 再生可能エネルギー導入に向けた支援について 再生可能エネルギーの導入に向けた早期の送電網の強化。風力、波力など多様な再生可能エネルギー導入、検討に対する予算措置を国に働きかけるとともに、県としてエネルギーの地産地消の実証事業に積極的に取り組むよう要望します。</p>	<p>再生可能エネルギーの導入促進を図るためには、送電網の強化が不可欠であることから、これまでも機会を捉えて国に対し要望を行っており、今後も要望を継続していきます。 なお、国においては電力システム改革の一環として、平成27年4月に全国規模での電力系統の運用調整を行う広域的運営推進機関を設立し、送変電設備の増強が必要な地域における複数事業者の共同での設備増強により費用負担の軽減が図られるよう、調整機能を果たすこととなり取り組んでいるところです。 また、エネルギーの地産地消に当たっては、引き続き、自立・分散型エネルギー供給システムの導入計画策定や設計等を進める市町村等を支援する補助事業の他、水素エネルギーの利活用について、勉強会等を通じて知見の積み上げや実証の可能性の検討を進めているところであり、今後においても、利活用にかかる可能性調査などを行いながら、取組を進めていきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
<p>3 通常分 (9) 産業政策の立案並びに技術者養成機関の強化について 国が主導し、労使の代表及び金融機関並びに研究機関など『産学官金労』による雇用政策と一体となった産業政策を検討立案する場を設けること。さらに各地域においても同様の場を設けること。現在、岩手県内において技術者養成など実施している事業が安定した運営として維持できるよう支援を強化することを要望します。</p>	<p>岩手県商工観光審議会(事務局:商工企画室)、職業能力開発審議会(事務局:雇用対策・労働室)等を設置しており、様々な分野の方々から幅広く御意見を伺いながら、施策の推進を図っているところです。</p>	商工労働観光部	商工企画室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3 通常分 (9) 産業政策の立案並びに技術者養成機関の強化について ① 岩手県立大学周辺の産業集積に必要な施策を強力に進めること。</p>	<p>企業誘致については、企業立地促進法の基本計画で、「組込みソフトとIT・システム関連産業」を盛岡広域地域の集積業種として指定し、地域の強みを生かした産業集積に向けて取り組んでいるところです。 企業立地促進奨励事業費補助金は、地域経済や雇用への効果等を勘案し、一定規模以上の投資を要件として設定しているところであり、立地企業に用地・構築物等を賃貸する企業も対象としているところです。 IT関連産業については、今後一層の成長が見込まれる分野であることから、具体の企業ニーズなどを把握しながら、効果的な支援策について検討していきます。</p>	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3 通常分 (9) 産業政策の立案並びに技術者養成機関の強化について ② 北上コンピュータ・アカデミーの今後の運営について必要な財政措置を講じるとともに、国に働きかけること。</p>	<p>北上コンピュータ・アカデミーは、開校以来、多くの人材を輩出し、地域の情報化と経済の発展に寄与しており、継続して運営できるよう財源の確保を図ることが重要と考えています。 そのため、平成28年度も、北上市と連携して国に働きかけ、コンピュータのリース料について、国の職業能力開発校設備整備費等補助金(旧情報処理技能者養成施設設備整備事業費)により支援措置が継続されたところです。 また、平成28年6月1日には、北上市と連携し、厚生労働省に対し、「平成29年度以降の職業能力開発校設備整備費等補助金(旧情報処理技能者養成施設設備整備事業費)による支援(国による全額負担)の継続」について要望しました。それに加えて、平成28年6月7日には、県の平成29年度政府予算要望において、厚生労働省に対し、平成29年度以降の支援の継続を要請しました。 これに対し、厚生労働省では、平成29年度も平成28年度と同様の予算を確保できるよう努めるとし、平成29年度政府予算案においても、平成28年度と同額の予算が盛り込まれ、閣議了解されたところです。 今後も、北上市と緊密な連携のもと、引き続き、「国の全額負担による財政支援の継続」について取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3 通常分 (10) 国際リニアコライダー誘致について 東北、岩手全体の発展に寄与するILCの実現に向けて、国や関係機関などに強く働きかけるとともに、岩手県全域がILCの恩恵を享受できるよう、情報収集、提供などに努めるよう要望します。</p>	<p>国際リニアコライダー(ILC)の実現は、日本が世界に大きく貢献するとともに、高度な技術力に基づくものづくり産業の成長発展のみならず、日本再興や地方創生にも大きく寄与するものと考えています。そのため、これまでも岩手県内はもとより、東北大学や東北ILC推進協議会などの関係機関と連携しながら、東北一丸となってILC実現に向けた活動を推進してきたところです。 県としては、国に対しILCの国内誘致の政府判断までのプロセス等について具体的に明示するとともに、資金の分担や研究参加に関する国際調整等を速やかに進め、ILCの国内誘致の方針を早期に決定するよう要望したところです。 また、県南地域をはじめ、県北や沿岸などの地域において講演会等を開催するなど、ILCに対する県民の理解増進に努めています。 引き続き、ILCの実現に向けて、国への働きかけを行うとともに、東北ILC準備室の今後の活動等を通じ、積極的に情報収集を行い、国内外への情報発信に努めます。</p>	政策地域部	科学ILC推進室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3 通常分 (11) ラグビーワールドカップ2019に本大会等の世界的スポーツ大会の開催の支援について ラグビーワールドカップ2019本大会を成功に導くため、気運の醸成に努めること。被災地で行われる意義や状況に鑑み、開催自治体の負担金や会場整備等に伴う負担軽減を図るため、関係団体と交渉を行うとともに、十分な財政支援措置を講ずることを国に対し強く働きかけることを要望します。 また、県としてラグビーワールドカップを契機としたスポーツツーリズムの振興、キャンプ地の誘致活動に市町村と連携して取り組むことを要望します。</p>	<p>現在、「ラグビーワールドカップ釜石開催準備委員会」(会長 達増知事)において、釜石開催に向けた準備に取り組む実行組織となる「ラグビーワールドカップ2019釜石開催実行委員会(仮称)」を平成29年4月の設立を目指し準備を進めており、実行組織では、県内市町村をはじめ県内・東北の約130の団体の参画を得て、開催機運の醸成など本格的な開催準備を進めています。 スタジアム整備等の釜石開催に向けた財政負担の軽減については、これまで県と釜石市が一体となって国等へ要望を行ってきたところであり、引き続き、被災地、被災県の負担が過大なものとならないよう、釜石市と連携し取り組んでいきます。 ラグビーワールドカップ2019(TM)の公認チームキャンプ地には、県内から5市町が立候補したところであり、ラグビーワールドカップ(TM)の釜石開催を契機に1つでも多くのキャンプが県内で実施されるよう市町村等の取組をサポートするなど、スポーツツーリズムの振興を図っていきます。</p>	政策地域部	政策推進室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3 通常分 (12) 北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録に向けた取組について ① 北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録が早期に実現するよう4道県の連携強化、県民の理解促進に取り組むこと。</p>	<p>毎年度、4道県で構成する縄文遺跡群世界遺産登録推進本部、一戸町、岩手県の共催による縄文フォーラムを岩手県内において開催し、世界遺産登録に向けた県民の機運醸成を推進するとともに、縄文遺跡群の普及啓発を図っており、今後も引き続き連携した取組を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3 通常分 (12) 北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録に向けた取組について ② 御所野縄文公園の環境整備と教育旅行誘致への積極的な取組を行うこと。</p>	<p>御所野縄文公園の環境整備については、一戸町で実施している縄文時代の植栽復元に係る事業への支援を行っており、今後も専門家の指導を受けながら連携した取組を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>御所野縄文公園は、県北地域における重要な観光資源であると認識しており、県観光協会と連携して、修学旅行誘致説明会の開催や、旅行会社及び学校への訪問など、教育旅行の誘致に取り組むとともに、各種観光キャンペーンガイドブックやホームページ、旅行博「ツーリズムEXPOジャパン」など様々な機会を活用し、情報発信や誘客促進に取り組んでいます。 今後とも、県観光協会や、市町村、地元関係団体等と連携して取組を継続し、教育旅行の誘致に努めていきます。 また、外国人観光客の受入環境整備を促進するため、国に対し、「東北観光復興対策交付金」などによる支援について、外国人観光客の拡大と定着が図られるまでの間、必要な額を確実に措置するよう要望しているところです。</p>	商工労働観光部	観光課	A 提言の趣旨に沿って措置

民進党岩手県総支部連合会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3 通常分 (12) 北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録に向けた取り組みについて ③ 関係自治体が取り組む世界農業遺産登録に向けた支援。</p>	<p>世界農業遺産及び日本農業遺産の登録に向けては、地元住民の機運醸成や関係機関・団体の緊密な連携が重要であると認識しています。 県では、関係自治体と連携を図りながら、登録に向けた情報収集や申請手続きの準備、地元住民の機運醸成などを支援していきます。</p>	農林水産部	農林水産企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3 通常分 (12) 北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録に向けた取り組みについて ④ 世界文化遺産の保存、研究に資する国立博物館の誘致。</p>	<p>関係自治体の意向も踏まえ、縄文遺跡群世界遺産登録推進本部とも連携を図りながら、検討を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化課	C 当面は実現できないもの